

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-ア	生物多様性の保全		
施策	①自然環境の保全に向けた調査研究及び推進体制の構築	実施計画掲載頁	11頁	
対応する 主な課題	<p>○本県は亜熱帯性気候のもと、サンゴ礁が発達した青い海に囲まれ、貴重な野生生物が数多く生息しているが、本土復帰後からの社会資本整備等により多くの自然環境が失われ、沖縄の生物多様性が失われていくことが危惧されている。</p> <p>○野生生物等の保全については、本県に生息している生物種のそれぞれの生態、生息域、個体数等の的確な把握が必要である。</p> <p>○マングース等の人為的に持ち込まれた外来種が在来希少種の生存を脅かしているなど、本県の在来種の多くは生存の危機に瀕している。</p>			
関係部等	環境部、土木建築部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○生物多様性地域戦略の策定・情報発信等				
1	生物多様性おきなわ戦略の普及啓発 (環境部自然保護課)	5,260	順調	○生物多様性の普及啓発と県内の生物多様性の状況把握の一助となるよう県内小学校の4～6学年全員を対象に「生き物いっせい調査」を実施した。また、教育庁との連携として、教育庁より各学校へ調査の協力依頼を行った。さらに、「生き物いっせい調査」の対象種について、生き物情報の追記を行った。(1、2)
2	生物多様性プラザ事業 (環境部自然保護課)	5,260	順調	○生物多様性情報の収集については、7地域実施することができた。また、生物多様性をこれからも維持していく上での配慮方針等をまとめた生物多様性保全利用指針(仮称)を今後策定する予定であり、今年度は方針を決定した。さらに、広く県民に生物多様性の重要性を理解してもらうため、ホームページ(おきなわイキモノラボ)を今年度から試験運用を開始した。(3)
3	生物多様性おきなわブランド発信事業 (環境部自然保護課)	64,457	順調	
○野生生物の生息・生育の実態把握				
4	野生生物の保全・保護事業 (環境部自然保護課)	81,775	やや遅れ	○レッドデータおきなわについては、委託業務により、動物編発刊に向けた各種調整及び、印刷製本を行った。また、生物多様性おきなわブランド発信事業(新)検討委員会を開催し、調査に着手した。 希少種保護条例について、国、庁内関係課へ説明した。条例の制定が遅れているため、希少野生動植物指定数は0種となっており、やや遅れている。
5	特殊鳥類生息環境調査及び鳥獣保護区生息状況調査事業 (環境部自然保護課)	5,590	順調	チービシ鳥獣保護区における、アジサシ類(レッドデータブック掲載種)の飛来・営巣状況調査、沖縄島北部における小型コウモリ生息状況調査を実施した。(4、5)

○在来種の保護・保全に向けた研究					
6	希少種回復状況調査 (環境部自然保護課)	160,566	順調	○マンゲース排除のための捕獲や希少種回復状況調査を行った。なお、ヤンバルクイナの推定生息範囲が徐々に拡大しており、より正確に生息範囲を把握するため、調査エリアを北上防止柵周辺まで拡大してモニタリングを実施した。なお、環境省による推定生息数が平成27年度は約1300～1500羽であることが分かり、平成17年度の推定生息数(700羽)から回復していることが確認できた。(6)	
7	うちなーロードセーフティー事業 (土木建築部道路管理課)	47,428	順調	○ヤンバルクイナのロードキル対策について、モニタリング・定点観測調査業務、対策工事を実施した。(7)	
8	ジュゴン保護対策事業 (環境部自然保護課)	10,337	順調	○既存情報の整理、調査対象海域の選定等を行い、その結果より、沖縄島周辺海域の藻場分布図の作成、生息状況調査対象海域となる4海域の選定及び保護方策の方向性の検討を行った。(8)	

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	沖縄の絶滅種数	19種 (23年度)	21種 (28年度)	維持 (28年)	△2種	—
	状況説明	基準値と比較して、2種増加となった。絶滅種が増加した背景としては、様々な要因が考えられるが、環境の悪化も原因の一つと推測される。今後、絶滅種を増やさないよう、H29年3月に改訂したレッドデータおきなわを通して、県民に対して広く現状を呼びかける。				
成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2	沖縄県北部地域におけるヤンバルクイナの推定生息範囲	173メッシュ (23年度)	190メッシュ (28年度)	180メッシュ	17メッシュ	—
	状況説明	平成28年度の調査結果で、沖縄県北部地域におけるヤンバルクイナの推定生息範囲が拡大しており、H28年度実績値が190メッシュであることから、成果指標を達成した。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
やんばる地域及び西表島のロードキル件数	51件 (26年)	37件 (27年)	40件 (28年)	→	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○生物多様性地域戦略の策定・情報発信等

- ・生物多様性おきなわ戦略の普及啓発及び生物多様性プラザ事業について、県民生活は生物多様性がもたらす生態系サービスの恩恵を受けており、生物多様性は日常生活と密接な関わりがあることから、生物多様性に関する取組には、行政だけでなく、県民参加が必要不可欠である。また、生物多様性の周知度向上に向けて、継続的に活動する必要がある。
- ・生物多様性おきなわブランド発信事業において、生物多様性の現状把握については、生物の分布情報と併せて、ヒトと生き物との関わり(生物文化)についても情報を集める必要がある。

○野生生物の生息・生育の実態把握

- ・野生生物の保全・保護事業について、レッドデータおきなわの改訂に係る希少種の生息状況調査等を通して現状を把握する必要があるが、調査に必要な人・予算・時間が十分ではない。
- ・特殊鳥類生息環境調査及び鳥獣保護区生息状況調査事業については、予算的な制約により、調査規模が限られている。

○在来種の保護・保全に向けた研究

- ・希少種回復状況調査について、生息範囲を検証するためには、長時間継続してモニタリングを実施する必要がある。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

○生物多様性地域戦略の策定・情報発信等

- ・生物多様性おきなわ戦略の普及啓発、生物多様性プラザ事業及び生物多様性おきなわブランド発信事業について、世界自然遺産登録に向けた取組みなどにより、生物多様性の保全について関心が高まっている。
- ・生物多様性おきなわ戦略の普及啓発及び生物多様性プラザ事業について、「生き物いっせい調査」の回収率向上に向けて、より緊密な学校関係者との連携が必要である。また、作製したホームページについて、より一層の内容の充実を図る必要がある。

○野生生物の生息・生育の実態把握

- ・野生生物の保全・保護事業については、本県の希少種保護に関して、認知度の向上が必要である。
- ・野生生物の保全・保護事業において、レッドデータおきなわについては、平成28年度の植物編発刊に向けた作業を進めるとともに、販売についても検討する必要がある。また、希少種保護条例の制定に向け、国、県のみならず関係市町村や利害関係者とも十分な調整を行う必要がある。
- ・特殊鳥類生息環境調査及び鳥獣保護区生息状況調査事業については、近年の観光客の増加や開発等により自然環境の悪化が懸念されており、本調査で対象とするべき地域や種が増加している。

○在来種の保護・保全に向けた研究

- ・希少種回復状況調査について、世界自然遺産登録に向けた取組みが周知されることで、近年、希少種、固有種等に対する関心が高まっている。
- ・うちなーロードセーフティー事業については、環境省や地元自治体等と連携して、「やんばるロードセーフティー計画(実施計画)」を策定することができ、平成28年度から対象区間における対策工事の実施段階に移行する。なお、対策工事と合わせて、モニタリング調査等による効果を検証することとなるが、その結果によっては追加の対策が必要となることも考えられる。
- ・うちなーロードセーフティー事業について、野生生物の保護については、道路管理者だけでなく、環境省や地元自治体、地域NPO等の多くの関係者がそれぞれの役割を果たすことが重要である。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

○生物多様性地域戦略の策定・情報発信等

- ・生物多様性おきなわ戦略の普及啓発及び生物多様性プラザ事業については、「生き物いっせい調査」の実施にあたり、教育委員会の後援を得て実施を行う。
- ・生物多様性おきなわ戦略の普及啓発及び生物多様性プラザ事業において、生物多様性に関連した情報の追加を行う。
- ・生物多様性おきなわブランド発信事業では、地域におけるヒトと生き物との関わりについて、市町村史や字史などの文献から情報を収集するほか、情報が不足している地域においては、聞き取り調査を実施するなどして、情報の収集に努める。

○野生生物の生息・生育の実態把握

- ・野生生物の保全・保護事業では、レッドデータおきなわについて、平成29年度の植物編発刊に向けた作業を進めるとともに、販売についても検討する。また、希少種保護条例の制定に向け、国、県庁内各課、関係市町村や利害関係者と調整を図る。
- ・特殊鳥類生息環境調査及び鳥獣保護保護区生息状況調査事業において、鳥獣保護区の新規指定予定地域の調査や既指定地域のモニタリング調査を実施する。

○在来種の保護・保全に向けた研究

- ・希少種回復状況調査では、第一北上防止柵以南について、ヤンバルクイナ等の希少種調査を実施する。
- ・うちなーロードセーフティー事業については、沖縄の生物多様性の保全のため、関係機関と連携したロードキル対策に取り組み、ロードキルの防止と道路利用者が安心して走行できる道路環境の改善を推進する。

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-ア	生物多様性の保全			
施策	②外来種対策の推進	実施計画掲載頁	13頁		
対応する主な課題	○マングース等の人為的に持ち込まれた外来種が在来希少種の生存を脅かしているなど、本県の在来種の多くは生存の危機に瀕している。				
関係部等	環境部				

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○マングース等外来種防除対策				
1	マングース対策事業 (環境部自然保護課)	160,566	順調	○平成25年度より、従来のワナ捕獲に加えて成体探索犬を用いた捕獲を本格的に開始してしており、第1北上防止柵塩屋～福地ライン(SFライン)以北において、69個体を捕獲しており、マングースの生息密度は着実に減少していると考えられる。また、第1北上防止柵以北、第1北上防止柵と第2北上防止柵の間の地域(バッファゾーン)におけるマングースの捕獲及び北部3村(国頭村、大宜味村、東村)での希少種モニタリングの実施をした。 (1)
○新たな外来種の侵入防止対策				
2	外来種対策事業 (環境部自然保護課)	287,109	順調	○グリーンアノール、タイワンスジオ、インドクジャク、ニホンイタチについて、新規ワナ等の実証試験を実施した。また、既に定着し、生態系に悪影響を及ぼしているグリーンアノール、タイワンスジオ、インドクジャクについての捕獲手法の検討をした。さらに、沖縄県版外来種対策指針の策定に向けて、外来種調査を実施し、本県における外来種リスト案を作成した。(2)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	沖縄県北部地域におけるヤンバルクイナの推定生息範囲	173メッシュ (23年度)	190メッシュ (28年度)	180メッシュ	17メッシュ	—
	状況説明	平成28年度の調査結果で、沖縄県北部地域におけるヤンバルクイナの推定生息範囲が拡大しており、H28年度実績値190メッシュであることから、成果指標を達成した。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○マングース等外来種防除対策

- ・これまでの捕獲により第1北上防止柵以北でマングース生息数が減少していることから、今後の捕獲が困難になる。
- ・第2北上防止柵以南からの流入が示唆されるため、第1北上防止柵と第2北上防止柵の間のバッファゾーンでの捕獲を強化し、第1北上防止柵以北への流入を極力防ぐ必要がある。

○新たな外来種の侵入防止対策

- ・沖縄県における外来種対策について、総合的な対策等の考え方となる指針等が無いため、現状では外来種が侵入した際の早期対策などについて、関係機関が一体となった取組みが困難である。
- ・既に定着が考えられる一部の外来種について、捕獲が非常に困難である。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

○マングース等外来種防除対策

- ・世界自然遺産登録に向けた取組みが周知されることで、近年、外来種に対する関心が高まっている。
- ・次年度以降、第2北上防止柵以南で捕獲をするために、同地域を対象としたマングース防除計画の策定を目指す。

○新たな外来種の侵入防止対策

- ・世界自然遺産登録に向けた取組みが周知されることで、近年、外来種に対する関心が高まっている。
- ・外来種の指針策定に向けて、外来種リスト案から対策を行う優先度を定める必要がある。また、外来種対策のための新規手法開発について、各対象種ごとに専門家を交えた作業部会を設置し、効果的に検討できるようにする必要がある。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

○マングース等外来種防除対策

- ・第2北上防止柵以南から県道14号線以北でのマングース防除を実施するため、県のマングース防除計画を策定し、同地域でのマングース捕獲を開始する。

○新たな外来種の侵入防止対策

- ・外来種対策事業においては、有識者等の意見を踏まえ、優先度を決定する。また、新規ワナ開発等について、実施している対象種ごとに作業部会を設ける。

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-ア	生物多様性の保全	
施策	③サンゴ礁の保全	実施計画掲載頁	13頁
対応する 主な課題	<p>○本県は亜熱帯性気候のもと、サンゴ礁が発達した青い海に囲まれ、貴重な野生生物が数多く生息しているが、本土復帰後からの社会資本整備等により多くの自然環境が失われ、沖縄の生物多様性が失われていくことが危惧されている。</p> <p>○本県の生物多様性を特徴づけるサンゴについても、オニヒトデの大量発生や赤土等流出、さらには高海水温による白化現象等により甚大な影響を受けている。</p>		
関係部等	環境部、農林水産部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
主な取組	決算 見込額	推進状況	活動概要	
○サンゴ礁の保全・再生				
1	サンゴ礁保全再生事業 (環境部自然保護課)	228,947	順調	○サンゴ種苗を、累計約3.42haの海域において、累計151,314本植え付けた(恩納海域:3.12ha・119,993本、読谷海域:0.18ha・23,935本、慶良間海域:0.12ha・7,386本)また、これまで実施したサンゴ礁の再生に係る遺伝子解析等の調査研究の事業成果をとりまとめた。さらに、12団体に補助金を支給し、サンゴ礁のモニタリング、普及啓発活動等の助成を行った(1、3)
2	オニヒトデ総合対策事業 (環境部自然保護課)	62,798	順調	○オーストラリア海洋科学研究所(AIMS)との研究協定を締結したうえで、恩納村、慶良間において、オニヒトデ大量発生メカニズム解明に関する調査研究、予察実証試験、効果的・効率的な防除対策の検討を行った。(2)
3	沿岸生態系の保全 (環境部自然保護課)	228,947	順調	○国境の警備、水域の監視、海難救助等の災害防止に係る取組を行った(1海域)。また、藻場・サンゴ礁の生息環境保全、種苗放流、漂流・漂着物の処理を行った(8海域)。(4)
4	環境生態系保全活動支援事業 (農林水産部水産課)	7,129	順調	
○海洋保護区と総合的な沿岸管理の推進				
5	総合沿岸域管理計画の策定 (環境部環境再生課)	90	順調	○県の取組状況の進捗管理は行うとともに、現在、モデル地域内での自然環境再生モデル事業の実施(自然環境の保全・再生・防災機能戦略的構築事業にて実施)によって総合沿岸域管理の取組を推進している。(5)
6	海洋保護区設定事業 (環境部自然保護課)	—	やや遅れ	○平成26年度に海洋保護区の基本的な考え方(案)を作成し、海洋保護区の定義、規制、活用、今後の方針などを示し、それに基づき海洋保護区の拡大について検討するにとどまったため、やや遅れとした。その後、平成28年度から沖縄海岸国定公園の本部半島海域への拡張に向けて地元関係団体への説明を開始した。(6)

○赤土等流出防止対策					
7	赤土等流出防止対策推進事業 (環境部環境保全課)	6,085	順調	○開発現場への監視パトロールを行い、指導等により赤土等流出防止対策の管理及び意識の向上を行った。また、県庁において、赤土等流出防止対策交流集会を1回(参加者135名)及び宮古地区、八重山地区、南部地区において、講習会3回(参加者計119名)を開催した。(7)	
8	水質保全対策事業(耕土流出防止型) (農林水産部農地農村整備課)	1,164,564	順調	○宜野座村第5地区(宜野座村)他19地区において流出防止対策及び発生源対策の整備を行った。赤土流出防止施設(沈砂池等)の工事着手前に、地元説明会や受益者への説明を行うことにより、連携協力体制を深め、円滑に事業を推進することができた。また、土木的整備による対策と併せて、新川第1地区及び小浜地区で、JAと連携しハリガネムシ防除事業を行った。(8)	

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1 海洋保護区の設置数	0海域 (23年)	1海域 (28年)	1海域	1海域	—
状況説明	海洋保護区の設置数について、目標値を達成した。 現状の1海域は、漁業者を中心とした活動組織により設定された海洋保護区である。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
沖縄県内の赤土等推定年間流出量	52.1万t/年 (5年)	38.2万t/年 (13年)	29.8万t/年 (23年)	↗	—
沖縄県の漁業生産量(トン)	32,228 ^{トン} (25年)	36,482 ^{トン} (26年)	32,581 ^{トン} (27年)	→	4,619千 ^{トン} (27年)
赤土等流出防止施設整備量 (整備率)	6,065ha 34.5% (25年度)	6,065ha 34.5% (26年度)	6,213ha 35.3% (27年度)	→	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p>○サンゴ礁の保全・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンゴ礁保全再生事業においては、サンゴ移植に関する技術についてほぼ確立したものの、地域に普及するには、コストの問題や白化対策等の課題がある。また、地域が継続してサンゴ礁保全再生活動を行う体制が整備されていない。 ・オニヒトデ総合対策事業については、自然現象の解明、予察をしようとする試みであることから、データの収集や予察手法の確立のために、長期的なモニタリングが必要である。 ・環境生態系保全活動支援事業について、サンゴ礁は、多くの水産生物が棲息する場所であり、漁業者にとっては貴重な漁場でありながら、その重要性について、漁業者の認識は低い。 <p>○海洋保護区と総合的な沿岸管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合沿岸域管理計画の策定について、沿岸域のサンゴ礁生態系が持続的に保全、利活用されるためには、多様な関係者が参画・連携し、陸域と海域を一体的に管理することが求められているが、総合沿岸域管理の重要性についての行政関係者への周知が不足している。 ・海洋保護区の設置に向けた体制が十分でないことから、体制作りが課題である。 <p>○赤土等流出防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質保全対策事業(耕土流出防止型)で、赤土等流出防止において重要なことは、農地からの耕土の流出を防ぐためのグリーンベルト等の発生源対策や、海域への土砂の流出を防ぐための沈砂池等の末端整備である。いずれの整備を行うにも、市町村及び地元農家の協力が不可欠であり、県だけでなく、地元関係機関との互いの共通課題として認識することが重要である。
--

IV 外部環境の分析 (Check)

○サンゴ礁の保全・再生

- ・サンゴ礁保全再生事業については、台風による波浪、海水温の上昇による白化現象などの攪乱要因が懸念される。
- ・オニヒトデ総合対策事業について、オニヒトデの国内の専門家は限られていることから、国外も含めた専門家との連携が必要である。
- ・環境生態系保全活動支援事業について、陸域からの赤土や生活排水の河川への流入は続いており、県民自体の環境保全への関心も低い状況にある。

○海洋保護区と総合的な沿岸管理の推進

- ・海洋保護区の設定については、新たな体制について検討し、新規指定に向けて、調査費等の確保が必要であるとともに、関係機関等と連携を密にする必要がある。

○赤土等流出防止対策

- ・赤土等流出防止対策推進事業については、開発現場からの赤土等流出量は減少傾向にあるが、無届、無通知や対策不備等の現場が見られる。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○サンゴ礁の保全・再生

- ・サンゴ礁保護再生事業については、サンゴ種苗低コスト生産技術等の開発や発火対策の調査研究等を実施する。
- ・サンゴ礁保護再生事業及び沿岸生態系の保全については、サンゴ礁保全再生対策地域協議会の設立に向けて準備委員会(仮称)を設立する。
- ・オニヒトデ総合対策事業については、データの収集や予察手法の確立のため、引き続きモニタリングを実施する。また、国外の専門家等とも意見交換を図る。これらオニヒトデ研究の成果について、県民へ周知するためのシンポジウムを開催する。
- ・オニヒトデ総合対策事業について、予察手法等を取りまとめたマニュアル案を作成する。
- ・環境生態系保全活動支援事業については、県民を広く巻き込んだ活動組織の結成のため、事業内容の周知を図り、漁業者だけの取組だけでなく、漁協職員、NPO職員、PTA、老人会、婦人会等の参画を目指す。

○海洋保護区と総合的な沿岸管理の推進

- ・総合沿岸域管理に関する行政関係者の理解を得る取組の一貫に、知見の集積を図る必要があり、陸域と海域を一体的に管理する自然環境再生モデル事業を実施(自然環境の保全・再生・防災機能戦略的構築事業にて実施)し、総合沿岸域管理の取組の成功事例を創出する。
- ・海洋保護区の新たな設置に必要な調査内容について検討し必要な体制を整える。また、保護区の新たな設置に向けて今後調整が必要となる関係機関等と連携を密にする。
- ・鳥獣保護区の新規指定等、別の方法についても検討する。

○赤土等流出防止対策

- ・赤土等流出防止対策推進事業については、監視パトロールの質の向上とともに、赤土等流出防止対策交流会及び講習会を通じて届出、通知の徹底に努め、赤土等流出防止に対する技術や意識の向上を図る。
- ・水質保全対策事業(耕土流出防止型)については、農地からの赤土等流出防止のために、市町村や農業委員会等の関係機関と連携し、地元農家への説明等を行う。また、営農関係機関とのさらなる連携強化を図るために、「赤土等流出防止対策地域協議会」を通して、営農関係機関の要望調査を実施する。

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-イ	陸域・水辺環境の保全	
施策	①自然保護地域の指定等	実施計画掲載頁	16頁
対応する 主な課題	<p>○沖縄の優れた風致景観や生物多様性を支える地域を保全するため、自然保護地域の適正な配置・管理、新たな保護地域の指定を推進することが求められている。</p> <p>○琉球諸島は、世界自然遺産登録候補地として高く評価されているが、自然環境保全に向けた法的担保（国立公園化）や生態系を脅かす外来種の駆除など、登録に向けての取組の推進が求められている。</p> <p>○県木であるリュウキュウマツの松くい虫による被害は、平成15年度以降、減少傾向にあるが、沖縄北部を中心に依然として多くの被害が発生しており、天敵昆虫による防除技術の確立等、実行性のある新たな保全対策が求められている。</p>		
関係部等	環境部、農林水産部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
○自然保護地域の指定等				
1	自然環境保全地域指定事業 (環境部自然保護課)	552	大幅遅れ	<p>○既存の自然環境保全地域を管理することにより、当該地域の自然環境の保全が図られた。しかしながら、新たな指定に向けた考え方(候補地の選定方法、必要となる調査の内容、手続き等)の整理が遅れており、計画値では14地域となっているが、実績値は12地域となっており、進捗状況は大幅遅れとなっている。(1)</p>
2	鳥獣保護区設定事業 (環境部自然保護課)	5,590	順調	<p>○平成28年度は新たな鳥獣保護区の指定はなかったが、既存の鳥獣保護区の管理業務により、鳥獣保護区の位置・範囲について広く周知を図ることができ、鳥獣保護区における鳥獣の保護に資することができた。さらに、新たな指定については、候補地(5箇所)の所在する自治体へ働きかけを行うなど、平成29年度の指定に向けて取り組んだため、概ね順調と判断した。(2)</p>
3	やんばる地域の国立公園化及び世界自然遺産普及啓発事業 (環境部自然保護課)	130,861	順調	<p>○やんばるの国立公園化については、国、地元3村及び関係者との長年に渡る調整の結果、平成28年9月15日に国内33カ所目の国立公園として新規指定された。また、指定を記念して、平成29年2月26日に除幕式、式典、祝賀会を開催した。</p> <p>世界自然遺産普及啓発については、世界自然遺産ともなる沖縄県の自然環境について県民への理解を醸成するため、世界自然遺産登録に向けたフォーラムを開催した。(3)</p>
4	世界自然遺産登録推進事業 (環境部自然保護課)	130,861	順調	<p>○世界自然遺産推薦地である沖縄島北部及び西表島の地域別の行動計画を策定し、イリオモテヤマネコ交通事故防止対策の実証、ノイヌ・ノネコによる希少生物被害の状況調査及び対策の検討、拠点整備構想の策定、パンフレットや映像コンテンツ等の普及啓発ツールを作成し、普及啓発を実施した。(4)</p>

○森林病虫害防除対策及び防除技術の確立					
5	沖縄らしいみどりを守ろう事業 (農林水産部森林管理課)	131,691	順調	○計画通り、保全対策検討委員会を年2回開催し、松くい虫天敵防除技術の開発、松くい虫防除事業、デイゴヒメコバチ防除事業を実施した。さらに、デイゴヒメコバチ天敵昆虫の開発研究を実施するとともに、専門委員会、評価委員会を開催した。平成28年度は本事業の最終年度であることから、調査研究成果をマニュアル等にとりまとめた。(5)	
6	松くい虫天敵野外定着・密度維持法の研究 (農林水産部農林水産総務課)	5,739	順調	○天敵の野外放飼後の松くい虫寄生率調査を実施し、平成28年度には天敵卵放飼の寄生率向上が達成出来た。また、誘引剤3年目の調査では天敵の誘因効果の評価では黒糖と酒の混合液がカミキリを捕食するコメツキ類が多いことが明らかとなった。(6)	
7	森林病虫害等防除事業 (農林水産部森林管理課)	44,701	やや遅れ	○松くい虫の防除は、保全対象松林である高度公益機能森林、地区保全森林で重点的に実施したものの、周辺松林が激害であった本部半島で、保全対象松林内の被害量が増大したことからやや遅れとなった。なお、県全体の松くい虫被害量は、5,090m ³ から4,498m ³ へと減少した。(7)	
○自然公園の利用の推進					
8	自然公園の施設整備 (環境部自然保護課)	2,321	やや遅れ	○沖縄海岸国定公園運天森園地(今帰仁村)の休憩所の設計を行った。また、沖縄海岸国定公園具志頭園地(八重瀬町)の休憩所整備工事について、2回の入札不調により工事着手できず平成29年度へ繰り越した。(8)	

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
自然保護区域面積	53,473ha (23年)	54,299ha (28年)	54,542ha (28年)	826ha	—
1 状況説明	地元自治体等との調整が難航し、新たな自然環境保全地域及び鳥獣保護区の指定はなかったことから、基準値(53,473ha)から826ha改善されたものの、現状値が54,299haと目標値は達成できなかった。 自然環境保全地域については、新たな指定に向けた考え方(候補地の選定方法、必要となる調査の内容、手続き等)の整理が遅れており、新たな指定に向けた体制が整っておらず、新たな保護区等の設置に至っていないことが要因である。今後は、指定に向けた考え方を整理するとともに、必要に応じて市町村等から情報収集を行い、保護区等の設置を推進していく。 鳥獣保護区については、今後も引き続き、粘り強く地元自治体等への働きかけを行う。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
松くい虫被害量 (全体)	1,979m ³ (26年)	5,090m ³ (27年)	4,498m ³ (28年)	→	約56万m ³ (26年)
松くい虫被害量 (高度公益機能森林、地区保全森林)	744m ³ (26年)	1,921m ³ (27年)	1,348m ³ (28年)	→	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○自然保護地域の指定等

- ・自然環境保全地域指定事業については、新たな自然環境保全地域の指定に向けて体制整備を図り、選定に向けた現地調査を行う必要がある。
- ・鳥獣保護区設定事業については、生物多様性の保全のため、新たな鳥獣保護区の指定に向けた取組が必要である。また、地元市町村などの関係機関と、指定された場合の規制などに関する調整など指定に向けた手続きが必要である。さらに、新たな候補地の選定のため、鳥獣等生息実態調査が必要となる。
- ・やんばる地域の国立公園化及び世界自然遺産普及啓発事業について、世界自然遺産登録の実現及び登録後も持続的に自然環境を保全するためには、県民の意識向上並びに国、県、地元町村及び関係団体との連携が必要不可欠である。

○森林病虫害防除対策及び防除技術の確立

- ・森林病虫害等防除事業について、松くい虫の被害の発生は、当年の雨量やカミキリの飛翔距離等、複数の要因があるため、被害が何処にどれだけ発生するかを予測することは困難である。

○自然公園の利用の推進

- ・自然公園の施設整備について、準備資料が多く遅れがちとなる交付金交付申請手続きを早期に行う必要がある。また、入札不調により工事着手が遅れたことから、より適切な入札手続き方法を検証する必要がある。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

○自然保護地域の指定等

- ・自然環境保全地域指定事業について、林業関係者や地元市町村など関係機関と、指定された場合の規制等に関する調整など指定に向けた手続きが必要となる。
- ・鳥獣保護区設定事業については、新規指定候補地の自治体等からの賛意が得られるかが課題である。
- ・平成29年夏から秋ごろに遺産の諮問機関IUCNによる現地調査及び評価が行われることになっており、その審査においては、地域主体の保全の取組が大きな評価ポイントとなるため、そういった取組に地域住民が積極的に参加できるよう、さらなる意識の向上が必要不可欠である。

○森林病虫害防除対策及び防除技術の確立

- ・森林病虫害等防除事業について、病虫害による被害は、その年々の気象条件や媒介昆虫の密度、土壌等の影響を受けるため、被害年、発生地域等によって被害状況は異なる。また、高度公益機能森林と地区保全森林における松密度、被害状況、森林に対する県民の意識等が変化している。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

○自然保護地域の指定等

- ・自然環境保全地域指定事業について、新たな指定に向けた考え方(候補地の選定方法、必要となる調査の内容、手続き等)の整理が遅れていることから、当該考え方を整理し、それに基づき、新たな指定に向けた体制を整え候補地の選定や関係者との調整等を進める。また、市町村担当者との意見交換の場等で、周知を図る。
- ・鳥獣保護区設定事業においては、地元自治体に対し、鳥獣保護区の新規指定について理解が得られるよう働きかけを継続する。また、第12次鳥獣保護管理事業計画に位置づけた新規指定候補地について、指定に向けた具体的調整を図る。
- ・やんばる地域の国立公園化及び世界自然遺産普及啓発事業については、世界自然遺産登録の実現に向け、県民等への遺産価値のより一層の理解を浸透させるため、更なる世界自然遺産の普及啓発に取り組む。
- ・世界自然遺産登録推進事業については、国、県、地元町村並びに関係団体と連携して、やんばる・西表島それぞれの地域での地域別の行動計画の策定に向けた取組を実施する。また、遺産価値の維持のための希少生物を保全の取組として、イリオモテヤマネコ交通事故防止対策に向けた検討会や実証実験や、ノイズ・ノネコによる希少生物被害状況調査及び対策の検討を実施する。さらに、県民への遺産価値の普及啓発を図るため、普及啓発用のコンテンツ等の作成やフォーラム開催に向けた準備などを実施する。

○森林病虫害防除対策及び防除技術の確立

- ・森林病虫害等防除事業については、松食い虫の被害先端地域を把握し、防除を適切に実施するため、関係市町村や関係機関との担当者会議を開催する。また、効率的・効果的な松くい虫防除のため、松林分布および被害状況に合わせた保全松林の見直し案を作成する。

○自然公園の利用の推進

- ・自然公園の施設整備については、工事発注機関との情報共有を強化し、例年6月に実施していた交付申請をできる限り早期に行い、工事を発注をする。また、発注方法を指名競争入札方式から一般競争入札方式に見直し、入札不調が発生しないよう努める。

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-イ	陸域・水辺環境の保全	
施策	②赤土等流出防止対策の推進	実施計画掲載頁	17頁
対応する 主な課題	○本県特有の問題である赤土等流出については、海域生態系に著しい負荷を与えているほか、漁業や観光産業へ負の影響が及ぶなど産業振興の観点からも問題となっている。		
関係部等	環境部、農林水産部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度			
主な取組	決算 見込額	推進状況	活動概要
○地域が主体となった赤土等流出防止対策			
1	赤土等流出防止対策推進事業 (環境部環境保全課)	6,085	順調
○開発現場への監視パトロールを行い、指導等により赤土等流出防止対策の管理及び意識の向上を行った。また、県庁において、赤土等流出防止対策交流集会を1回(参加者135名)及び宮古地区、八重山地区、南部地区において、講習会3回(参加者計119名)を開催した。(1)			
2	赤土等流出防止活動支援事業 (環境部環境保全課)	29,206	大幅遅れ
○赤土等流出防止活動を行う団体への支援については、計画値10団体に対し、実績4団体となり、大幅遅れとなったが、赤土防止啓発活動として児童生徒等に対して環境教育を行ったところ、計画値855名に対し、参加人数2,369名が参加した。(2)			
○農地からの赤土等流出防止対策			
3	水質保全対策事業(耕土流出防止型) (農林水産部農地農村整備課)	1,164,564	順調
○宜野座村第5地区(宜野座村)他19地区において流出防止対策及び発生源対策の整備を行った。赤土流出防止施設(沈砂池等)の工事着手前に、地元説明会や受益者への説明を行うことにより、連携協力体制を深め、円滑に事業を推進することができた。また、土木的整備による対策と併せて、新川第1地区及び小浜地区で、JAと連携しハリガネムシ防除事業を行った。(3)			
4	沖縄の自然環境保全に配慮した農業活性化支援事業 (農林水産部営農支援課)	145,965	順調
○地域協議会(8組織)における赤土等流出防止対策(グリーンベルト、カバークロープ等)に係る活動を支援した。また、地域協議会において、コーディネーター業務及び組織運営マニュアルを試行させ、マニュアルの改善点等の抽出、整理による精度向上を図った。更に耕土流出防止対策に係る試験研究を実施した。(4)			
○赤土等堆積土砂対策			
5	赤土等流出防止海域モニタリング事業 (環境部環境保全課)	179,025	順調
○海域における赤土等堆積状況や生物生息状況を把握するため、離島を含む県内76海域を対象に、赤土等堆積調査を年3回、生物調査を1回実施した。また、これら海域に隣接する全ての流域において陸域調査を2回実施した。(5)			
6	閉鎖性海域における堆積赤土等の対策事業 (環境部環境保全課)	—	未着手
○平成25年度に開催した専門検討委員会において、必要な環境改善手法確立のための調査、検討を行ったところ、環境の影響が懸念されるとの指摘があったことから、土木的な対策は実施しないこととした。(6)			

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	監視海域76海域における赤土等年間流出量	159,000トン (23年)	—	110,000トン	—	—
	状況説明	平成25年9月に「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」を策定した。この中で、流出量を削減する目標を設定しているが、基準年度を平成23年としており、基本計画は平成33年度を目標年度としている。流出量の調査・推計等は、基本計画の見直し時期に実施することとしており、最終年度(H33)に算出予定である(平成23年度以前は、平成13年に調査・推計している)。気象要因等による変動があると思われるが、関係部局と共に流出防止対策に取り組んでいることから、状況は改善する見込みである。				
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2	海域での赤土堆積ランク5以下の地点割合	33% (23年)	50% (27年度)	50%	17ポイント	—
	状況説明	平成27年度の赤土等流出防止海域モニタリング調査の結果では、県内28海域における赤土堆積ランク5以下の地点割合は50%であり、基準値より17ポイントの改善幅となった。改善状況が継続するよう、引き続き関係部局と連携して流出防止対策を実施する。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
沖縄県内の赤土等推定年間流出量	52.1万t/年 (5年)	38.2万t/年 (13年)	29.8万t/年 (23年)	↗	—
赤土等流出防止施設整備量(整備率)	6,065ha (34.5%) (25年度)	6,065ha (34.5%) (26年度)	6,213ha (35.3%) (27年度)	→	—
人材育成数 農業環境コーディネーター育成拠点の構築	7人 5地区 (26年)	9人 6地区 (27年)	10人 8地区 (28年)	↗	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p>○地域が主体となった赤土等流出防止対策 ・赤土等流出防止活動支援事業について、環境教育の一環として、出前講座と環境教室(フィールドワーク)を同日に行っているが、生徒の体力消耗による集中力低下が見受けられた。</p> <p>○農地からの赤土等流出防止対策 ・水質保全対策事業(耕土流出防止型)について、赤土等流出防止において重要なことは、農地からの耕土の流出を防ぐためのグリーンベルト等の発生源対策や、海域への土砂の流出を防ぐための沈砂池等の末端整備である。いずれの整備を行うにも、市町村及び地元農家の協力が不可欠であり、県だけでなく、地元関係機関との互いの共通課題として認識することが重要である。 ・沖縄の自然環境保全に配慮した農業活性化支援事業については、コーディネーター業務を行う上で、農業環境コーディネーターの農業に関する知識や技術などの資質向上を図る必要がある。また、農地における赤土等流出防止対策を継続するための支援体制を構築する必要がある。</p>

IV 外部環境の分析 (Check)

<p>○地域が主体となった赤土等流出防止対策 ・赤土等流出防止対策推進事業については、交流集会及び講習会を通じて、届出・通知の徹底に努めているが、依然として無届出・無通知や対策不備等の現場が見られる。 ・赤土等流出防止活動支援事業については、環境教育の一環として行っている啓発イベントにおいて来場者が毎回400名以上となっていることから、イベントの運営・管理を円滑に行えるような体制を整える必要がある。また、環境関係の活動を行っている団体は多く存在しているが、「赤土」に関する活動を行っている団体はそれほど多くない。</p> <p>○農地からの赤土等流出防止対策 ・沖縄の自然環境保全に配慮した農業活性化支援事業については、農家の高齢化や兼業化により、赤土等流出防止対策にかかる労力や経費の優先順位は低い状況にある。</p> <p>○赤土等堆積土砂対策 ・赤土等流出防止海域モニタリング事業については、海水温が極端に上昇し、継続したため、県内各地でサンゴの白化現象が発生した。</p>

V 施策の推進戦略案 (Action)

○地域が主体となった赤土等流出防止対策

- ・赤土等流出防止対策推進事業については、担当者合同会議及び合同パトロールを実施することで監視パトロールの質の向上を図り、現場での指導等により赤土等流出防止対策の管理及び意識の向上に努める。また、交流集会及び講習会を通じて、引き続き、届出、通知の徹底や農地における赤土等流出防止対策技術の普及啓発を行う。
- ・赤土等流出防止活動支援事業については、出前講座と環境教室(フィールドワーク)を別日程で行い、それぞれの環境教育の質を高め、更に生徒の集中力低下の問題解決や継続的な参加意思の向上に努める。また、啓発イベントの開催にあたり、事務局だけでなく会場近隣の高等学校生徒も巻き込みながら実施することで、イベントの運営・管理を円滑に行えるよう努める。

○農地からの赤土等流出防止対策

- ・水質保全対策事業(耕土流出防止型)については、農地からの赤土等流出防止のために、市町村や農業委員会等の関係機関と連携し、地元農家への説明等を行う。また、営農関係機関とのさらなる連携強化を図るために、「赤土等流出防止対策地域協議会」を通じて、営農関係機関の要望調査を実施する。
- ・沖縄の自然環境保全に配慮した農業活性化支援事業について、農業環境コーディネーターの資質向上を図るため、土壌や作物、農業やGAPといった幅広い内容の研修と、コーディネート業務に活用できるような講習会等の情報提供を行っていく。また、持続的な赤土等流出防止体制を構築するため、赤土等流出防止活動資金の確保に向けた調査検討を行う。更に営農的な赤土等流出防止対策の促進を図るため、流出防止対策が進んでいない地域に地域協議会を組織させ、農業環境コーディネーターを配置する。

○赤土等堆積土砂対策

- ・赤土等流出防止海域モニタリング事業については、調査地点のサンゴ被度や種数の変化とともに、海水温データを把握し、調査海域の白化状況及び回復状況を継続監視する。

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-イ	陸域・水辺環境の保全		
施策	③水質汚濁、土壌汚染、大気汚染等対策	実施計画掲載頁	18頁	
対応する 主な課題	<p>○水質汚濁及び大気汚染については、一部環境基準を達成できていない状況にあるほか、近年、大陸からの大気汚染物質の移流など本県だけでは対応できない事例が発生しており、必要な対策が求められている。</p> <p>○土壌汚染については、土壌汚染判明時において、土地周辺の地下水脈および地質構造が不明な場合が多いことから、影響範囲の特定が困難な状況である。</p> <p>○騒音・振動・悪臭対策業務については、住民生活に身近な感覚公害であることから、主体となる市町村と連携を図りながら取り組む必要がある。</p>			
関係部等	環境部、農林水産部、土木建築部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
	主な取組	決算 見込額	推進状況	活動概要
○水質保全に関する監視活動、普及啓発等				
1	水質関係事業所等監視指導事業 (環境部環境保全課)	1,405	順調	○不適切な畜舎排水処理に対しては、保健所と家畜保健衛生所が連携を強化し、合同での立ち入り調査を実施することで情報の共有とともに適切な指導を行った。水質汚濁の未然防止を図るため、117事業所に立入検査を行い、12件の施設改善指導等を行った。(1)
2	水質保全対策事業 (環境部環境保全課)	19,683	順調	○水質汚濁の未然防止を図るため、河川及び海域の常時監視、地下水の概況調査・継続調査(189地点)を行った。(2)
3	水質測定機器整備事業 (環境部環境保全課)	14,593	順調	○石油貯蔵施設から発生する公害を監視するため、衛生環境研究所及び施設が立地する地域の保健所(中部・南部)において、水銀分析用原子吸光度計等、監視・測定に必要な機器の整備を行った。(3)
4	水質環境保全啓発推進事業 (環境部環境保全課)	1,349	大幅遅れ	○生活排水対策重点地域指定の解除に向け、河川流域市町村が生活排水対策として実施する汚濁負荷低減の啓発に関する取組を支援したが、指定数は6河川(流域14市町村)と改善していないため、大幅遅れとした。(4)
5	浄化槽管理対策事業 (環境部環境整備課)	3,434	順調	○浄化槽の適正な維持管理及び合併処理浄化槽の普及啓発のため、浄化槽の日に係るパネル展示、県外情報誌等による広報、知事挨拶文掲載新聞広告、県内5カ所での街頭広報活動等を実施した。また、県内5カ所の保健所において、浄化槽設置者に向けた講習会、維持管理に関する指導を行った。(5)

○汚水処理対策				
6	下水道事業 (土木建築部下水道課)	8,773,981	順調	<p>○県においては、4浄化センターで下水道施設の増設及び改築等を行った。また、下水道整備の遅れている市町村に対して、事業ヒアリングで課題等を確認し、予算要望に反映を図り、那覇市他22市町村において汚水管渠等の整備を行った。また、関係市町村へ円滑な予算執行等に関する助言・指導等を行った。それらの取組みを実施したことにより、下水道処理人口増加数は単年度の計画値15,360人に対し、実績値8,683人となり、計画値を下回っているものの、沖縄21世紀ビジョン策定の平成24年度以降における下水道処理人口増加数累計では計画値66,848人に対し、実績値77,833人と大幅に上回っていることから、概ね順調に増加している。さらに、県流域下水道事業において、公営企業会計の導入に向けて、引き続き固定資産情報の整理等を実施し、市町村へは「公営企業会計導入の手引き」等の情報提供を行った。(6)</p> <p>○8市町村(13地区)において汚水処理施設の整備に対する補助及び適切な事業執行・管理に向けた会議等を行った。汚水処理施設を整備し、し尿、生活雑排水等を処理することによる水質保全や、汚水を処理した際に発生する汚泥を堆肥化し、農地等へ使用することによる資源循環が図られた。(7)</p> <p>○排水規制の強化に適切に対応するため、環境保全部会を2回開催するとともに、運用管理技術について2事例検証を行い、新マニュアル(中級編)の作成を行った。また、指導者向け講習会2回、農家の浄化処理施設における指導実技を2回実施した。(8)</p>
7	農業集落排水事業 (農林水産部農地農村整備課)	1,919,256	順調	
8	沖縄型畜産排水対策モデル事業 (農林水産部畜産課)	33,532	順調	
○土壌汚染に関する事業者への指導強化				
9	土壌汚染対策推進事業 (環境部環境保全課)	1,404	やや遅れ	<p>○土壌汚染対策法に基づく届出等316件すべてを管理台帳に登録した(計画値450件)。整備によって、届出等対応の際の類似事案検索等が可能となった。記載項目の見直しを行い、さらに有益となる台帳を目指した。職員間で情報交換を行い、監視指導業務等遂行能力の向上を図り、人材育成に努めたことから、届出等対応業務の迅速化を図ることができた。また、届出に基づく事業者への監視指導を行った。(9)</p>
10	土壌汚染対策基盤情報整備事業 (環境部環境保全課)	—	未着手	<p>○返還跡地については、国が返還計画に基づき適切に調査、処理等を行うことになっており、県が事業として行うべき理由や事業の効果等に疑義が生じ、平成26年度に事業化自体の再検討を行い、平成27年度以降実施しないこととなった。(10)</p>

○大気環境の常時監視				
11	大気汚染物質常時測定調査費 大気汚染物測定機器整備事業費 (環境部環境保全課)	29,983	順調	○県内8局の大気測定局で大気環境の常時監視を行い、地域における大気汚染状況等を把握した。また、沖縄県生活環境保全条例の一部改正に伴い、平成28年4月より非飛散性アスベストの規制を開始するとともに、関連してパンフレットの作成等、広報活動を実施した。有害大気汚染物質(3箇所)及びダイオキシン類(28箇所)(計22物質)のモニタリング調査を行い環境大気における大気汚染の状況把握に努めた。(11)
12	有害大気汚染物質対策費 (環境部環境保全課)	5,348	順調	○有害大気汚染物質(3箇所)及びダイオキシン類(28箇所)(計22物質)のモニタリング調査を行い環境大気における大気汚染の状況把握に努めた。(12)
○事業者の監視・指導の強化				
13	大気汚染物質常時測定調査費 大気汚染物測定機器整備事業費 (環境部環境保全課)	15,961	順調	○大気汚染防止法、沖縄県生活環境保全条例に基づくばい煙発生施設等の届出書の審査、届出に基づく事業者の監視指導(187件)を行うとともに、保健所の環境関係担当者に対する研修を行った。(13)
○騒音・振動防止対策				
14	騒音振動対策事業 (環境部環境保全課)	7,006	順調	○那覇空港周辺における航空機騒音や幹線道路に面する地域における自動車交通騒音の監視を実施した。また自動車騒音常時監視の計画について、都市計画法の用途地域や環境基準の類型指定状況等、道路の周辺状況の変化を加味しながら、策定を行った。(14)
○悪臭防止対策				
15	悪臭防止対策事業 (環境部環境保全課)	7,006	順調	○各種事業所及び家畜飼育場等から発生する悪臭公害を防止するため、悪臭防止法に基づく規制地域等の見直しに関して、県内の町村の意向について確認を行った。また、見直しを行わない理由についても確認し、必要性を把握した。(15)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1)成果指標

成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	大気環境基準の達成率	90% (22年度)	91% (28年度)	100%	1ポイント	80% (26年度)
	状況説明	大気環境基準の達成率については、基準値が90%(平成22年度)、現状値が91%(平成28年度)となり、1ポイントの改善となっているが、目標値の100%(平成28年度)には9ポイント足りない。具体的な現状としては、光化学オキシダントを除く5項目(二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、PM2.5)及び有害大気汚染物質並びにダイオキシン類については、前年度に引き続き環境基準を達成した。なお、光化学オキシダントの基準値超過は、中国大陸からの原因物質の移流による影響が一因と考えられている。大気環境基準を達成するためには、大気汚染物質の低減を図る必要があるが、それには発生源対策が有効であり、大気汚染物質が越境による影響の場合、直接的な対策が難しい。				
2	河川水質環境基準の達成率	97% (22年度)	94% (28年度)	100%	△3ポイント	96% (27年度)
	状況説明	河川について、平成28年度は、環境基準の達成率が目標値100%に対して達成値が94%で、基準値に対しての改善幅が△3ポイントであった。全35水域中2水域で環境基準が達成できておらず、またその要因については現在のところ不明である。 後期実施計画の目標値100%を達成するため常時監視を行い、異常値の把握並びに措置に努める。 また、浄化槽の適正な維持管理及び合併処理浄化槽の普及促進に関する啓発活動を粘り強く継続して行っていくことにより、県民の生活排水対策への意識の向上を図り、河川などの公共用水域の水質保全・水質向上につなげていく。				
3	海域水質環境基準の達成率	92% (22年度)	92% (28年度)	100%	—	81% (27年度)
	状況説明	海域について、平成28年度は、環境基準の達成率が目標値100%に対して達成値が92%で、基準値と同水準であった。全12水域中1水域で環境基準が達成できておらず、またその要因については現在のところ不明である。 後期実施計画の目標値を達成するため常時監視を行い、異常値の把握並びに措置に努める。				
4	ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	100% (22年度)	100% (28年度)	100%	—	大気:100% 地下水:100% 土壌:100% 公共用水域(水質):98.5% 公共用水域(底質):99.8% (27年度)
	状況説明	ダイオキシン類に係る環境基準の達成率については、基準値が100%(平成22年度)に対して、現状値100%(平成28年度)であり、H28目標値を達成した。引き続き、取組を推進する。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
	26年	27年	28年		
浄化槽設置者講習会受講者数	1,330人 (26年)	1,368人 (27年)	1,474人 (28年)	↗	—
下水道処理人口普及率	69.9% (25年度)	70.6% (26年度)	70.9% (27年度)	↗	77.8% (27年度)
水洗化人口(農業集落排水事業)	33,021人 (26年)	34,442人 (27年)	35,080人 (28年)	↗	—
県内畜産排水の実態調査の実施	46戸 (25年)	46戸 (26年)	58戸 (27年)	↗	—
大気環境基準の達成率	91% (26年)	91% (27年)	91% (28年)	→	80% (26年)
那覇空港周辺における航空機騒音の環境基準達成率	75% (25年度)	75% (26年)	80% (27年)	↗	76% (26年)
沖縄県の自動車騒音面的評価による環境基準達成率	94.2% (26年度)	95.2% (27年度)	95.5% (28年度)	↗	93.7% (27年度)
臭気指数を導入している市町村数	15市町村 (26年度)	16市町村 (27年度)	16市町村 (28年度)	↗	—

III 内部要因の分析 (Check)

○水質保全に関する監視活動、普及啓発等

・水質関係事業等監視指導事業については、効率的・効果的な検査を実施するため、過去の検査実績及び施設の状況も考慮しながら、継続して検査する施設と、数年で一巡するローリング方式により検査する施設に分類する。
 ・浄化槽管理対策において、浄化槽設置者講習会や浄化槽の普及啓発に係るイベントの開催等については、各保健所や公益社団法人沖縄県環境整備協会との連携が不可欠であることから、今後も引き続き連携を図る必要がある。また、既存の単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進については、単独処理浄化槽設置者へのインセンティブが働きにくい。
 ・浄化槽管理対策について、県費による浄化槽設置整備事業(市町村事業への補助事業)は、平成25年度で事業終了となったが、国庫による補助事業(循環型社会形成推進交付金)の周知及び「浄化槽の日」に係るパネル展示や県広報誌による広報等を引き続き実施しながら、粘り強く普及啓発を行っていく必要がある。

○汚水処理対策

・下水道事業の取組は順調に進捗しているが、財政的に脆弱な過疎地域や離島等の中小町村では、下水道事業に充てられる人員・予算が限られているため、下水道整備費の大幅増が難しく施設整備が進まない状況がある。
 ・農業集落排水事業については、維持管理費のコスト縮減対策、処理能力回復及び設備等の機能向上については、事業の推進にあたり大きな課題となっている。また、宅内への接続費用に関する事業の実施及び取組については、関係市町村等との調整を継続して行っているところであり、現状として支援が十分ではないことから、本年度も水洗化人口増加への課題となっている。
 ・沖縄型畜産排水対策モデル事業において、排水指導に携わったことのない未経験者でも理解できるような平易な内容の講習会の開催や、更なる理解の醸成を図るための取組を実施した。また、技術指導者用マニュアル(初級編)を活用した農家指導も実践した。しかし、「現場指導のためには、更なる経験を積む必要があると感じた」などの意見もあったため、引き続き、講習会の開催や現場での指導研修を開催する必要がある。

○土壌汚染に関する事業者への指導強化

・土壌汚染対策推進事業について、本県では、一定規模以上の土地の形質の変更の際は沖縄県赤土等流出防止条例に基づく届出が必要となる場合があり、類似した手続きである土壌汚染対策法に基づく届出も併せて行われることが多く、他自治体と比較して、当該届出の捕捉率が高くなっていると思われる。そのため、土壌汚染対策法に基づく届出件数が他都道府県・政令市と比較しても非常に多い(全国2位:平成26年度実績)にもかかわらず、人員・予算等の問題により、適切な業務体制が構築されていない。また、全国2番目の届出数、米軍基地返還跡地における多種多様な土壌汚染等の調査・浄化工事等の監視指導等に対応する為に、業務体制の強化を図ることが必要である。また、届出に対する審査内容の充実や、必要な事務要領等の作成を行う必要がある。

○大気環境の常時監視

・大気汚染物質常時測定調査、大気汚染物質測定機器整備事業について、微小粒子状物質(PM2.5)の発生源対策を行う必要があるが、越境によるものが主なのか、県内発生が主なのか推定が必要となる。

○事業者の監視・指導の強化

・大気汚染物質常時測定調査、大気汚染物質測定機器整備事業について、特定粉じんの作業実施の届出は、除去工事の事前届出のみとなっていることから、適切な除去作業の施工状況等を確認する必要があるが、全ての現場を確認するための更なる職員数の配置が必要である。また、平成28年度から規制が始まった沖縄県生活環境保全条例に基づく特定粉じん(※アスベストのこと)排出等作業について、膨大な届出件数となっており、それを精査するための更なる職員数の配置が必要である。

IV 外部環境の分析 (Check)

○水質保全に関する監視活動、普及啓発等

・水質関係事業等監視指導事業については、法改正による、暫定排水基準の引き下げにより、窒素・りんについては5年に一度、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素については3年に1度、暫定排水基準の見直しが行われる。この見直しにより、事業場によっては当該基準を超過する可能性がある。
 ・水質環境保全啓発推進事業について、生活排水と公共用水域環境との関係に対する知識及び意識が低迷している。

○汚水処理対策

・平成27年1月に総務省より下水道事業に公営企業会計の導入を求める通知が行われたことから、平成31年度までに公営企業法適用に向け集中的に取り組まなければならないが、固定資産調査・台帳整備等の移行事務作業が膨大なため、中小自治体などでは下水道整備に影響が出る可能性もある。
 ・水質汚濁防止法に基づく硝酸性窒素等について、畜産業で適用される暫定排水基準が強化された(平成28年7月改正)。また、水質汚濁防止法に基づく、内湾に河川等を通じて排水が流入する地域に係る窒素・りんは畜産業で適用される暫定排水基準が強化される可能性がある(現在の暫定排水基準は平成30年9月末まで)。

○土壌汚染に関する事業者への指導強化

・土壌汚染対策推進事業について、今後、大規模な米軍基地の返還が見込まれているが、返還後の跡地利用において、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染状況調査及び浄化工法等の監視指導等業務の大幅な増加が見込まれる。

○大気環境の常時監視

・大気汚染物質常時測定調査、大気汚染物質測定機器整備事業において、大気汚染物質の低減は、発生源対策が有効であり、大気汚染物質が越境による影響の場合、直接的な対策が難しい。

○騒音・振動防止対策

・騒音振動対策事業において、那覇空港周辺の航空機騒音については、民間機や自衛隊機の運用状況が国際情勢、経済状況等の社会的要因によって変動するため、常時監視を継続していく必要がある。また、自動車騒音や航空機騒音に環境基準超過等が認められた場合、継続して発生源対策を要請していくことが必要であり、常時監視体制の維持強化について関係市町村と意見交換等を図っていく。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○水質保全に関する監視活動、普及啓発等

・水質関係事業等監視指導事業について、過去に基準を超過した事業所や有害物質を取り扱う事業所などを重点的に調査し、その他の事業所については隔年での調査や事業者による自主測定の報告を求めるなど、調査の効率化を図る。
 ・水質環境保全啓発推進事業について、生活排水対策への啓発を行うために、パンフレット等を各市町村へ配布する。また、各保健所が管内の市町村と行う会議において、生活排水対策の重要性を説明していく。
 ・浄化槽管理対策事業において、浄化槽の普及啓発イベント等で、より浄化槽を知ってもらうために、各保健所、公益社団法人沖縄環境整備協会との連携をとり、普及啓発に努める。具体的内容としては、浄化槽担当者会議を開催し、浄化槽の維持管理についてさらに普及効果を高めるため、「浄化槽の日」イベントの内容等を検討する。また、浄化槽の適正な維持管理の普及啓発のため、過去に浄化槽設置者講習会を受講した設置者についても、再受講を推進し、河川などの公共用水域の水質保全・水質向上につなげる。

○汚水処理対策

・下水道整備の遅れている市町村に対し、ヒアリング等で課題等を確認するとともに、今後の予算措置や事業計画の見直しを含めたフォローアップを行い、下水道整備の推進に取り組む。また、県流域下水道事業については、公営企業会計の導入に向けて、固定資産情報の整理等を平成31年度までに行っていく。それから、公営企業会計を導入しなければならない市町村に対して県として情報提供等を行っていく。
 ・農業集落排水事業については、農村生活環境の改善を図るため、本年度も維持管理費のコスト縮減及び運転管理見直しに向けた情報交換の場や管理研修会の場を設けるとともに、宅内配管事業実施に向けた関係機関との調整も継続して行う。
 ・沖縄型畜産排水対策モデル事業において、現場に則した実践的な指導体制を構築するため、より効果的な講習会の開催や農家施設における指導の実践演習を行う。また、水質汚濁防止法に基づく排水規制の強化に適切に対応するため、平成28年度までの事業実施で有効性が確認できた運用管理技術の成果等を活用して、現場普及型の沖縄型低コスト排水処理システムの検討・開発等を行う。

○土壌汚染に関する事業者への指導強化

・土壌汚染対策推進事業について、国が実施する土壌環境研修等の受講機会の確保及び保健所担当職員に対する土壌汚染対策法事務処理・監視指導研修等の実施により、届出対応業務及び監視指導業務遂行能力向上を図る等、人材育成を行う。また、審査内容や事務要領等を整備することにより、統一した監視指導を行う。

○大気環境の常時監視

・大気汚染物質常時測定調査、大気汚染物質測定機器整備事業において、PM2.5の発生源割合の推定に向けたPM2.5成分分析を実施する。

○事業者の監視・指導の強化

・大気汚染物質常時測定調査、大気汚染物質測定機器整備事業において、沖縄県生活環境保全条例に基づく特定粉じん排出等作業の届出を精査すること、及び大気汚染に係る対象施設の立入等が可能な職員の配置に向けて取り組む。

○騒音・振動防止対策

・騒音振動対策事業において、航空機騒音や自動車騒音等については、引き続き常時監視を行う。また、航空機騒音に関して環境基準の超過が確認された場合には、発生源となる施設管理者等に対し発生源対策等を要請するとともに関係市町村と意見交換・情報共有を図る。

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-ウ	自然環境の再生		
施策	①自然環境再生型公共事業の推進		実施計画掲載頁	21頁
対応する主な課題	<p>○本土復帰後、社会資本の整備等により本土との格差是正が図られた一方で、農地開発、ダム開発、土地造成、埋立といった大規模開発などによって自然環境の急速な改変が進み、自然環境に大きな負荷を与える結果となり、貴重な野生生物種の絶滅や生態系の攪乱が懸念されている。</p> <p>○本県の大きな財産である自然環境を毀損することのないよう、生物の多様性、環境の保全・再生に視点をおいた公共事業の実施や技術開発など、時間をかけて本来の姿に再生することが求められている。</p>			
関係部等	環境部、土木建築部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
○水辺環境の再生				
1	自然環境に配慮した河川の整備 (土木建築部河川課)	2,911,274	順調	<p>○国場川、小波津川など20河川にて、環境・景観に配慮した多自然川づくりに向けた用地補償及び護岸工事等を行った。また、奥川にて水辺環境の再生に向けた環境調査等を行った。水辺環境の再生についても1河川であるが事業も進捗している。(1)</p>
2	砂防施設機能改善事業 (土木建築部海岸防災課)	972	大幅遅れ	<p>○既設砂防堰堤の改変によらないものとし、砂防ダム本来の機能を確保しながら自然環境再生を図るための工法検討調整を行った。砂防ダム背後の堆積土砂(赤土)が下流側に流出し自然環境に影響を与える恐れがあることから、改善計画(案)の至っておらず進捗が遅れている。(2)</p>
3	自然環境に配慮した海岸の整備 (土木建築部海岸防災課)	3,875	順調	<p>○金武町の金武湾港海岸ギンバル地区(L=800m)において、養浜による水辺環境の再生等、自然環境に配慮した海岸の実施設計を行った。(3)</p>
○失われた自然環境の把握				
4	自然環境の保全・再生・防災機能戦略的構築事業 (環境部環境再生課)	43,693	順調	<p>○平成27年3月に策定した沖縄県自然環境再生指針に基づき、自然環境再生を展開していく上での課題整理等を行うため、東村の慶佐次川において、自然環境再生モデル事業に取り組んだ。(4)</p>
○再生に向けた防災技術の研究				
5	自然環境の保全・再生・防災機能戦略的構築事業 (環境部環境再生課)	43,693	順調	<p>○平成27年3月に策定した沖縄県自然環境再生指針に基づき、自然環境再生を展開していく上での課題整理等を行うため、東村の慶佐次川において、自然環境再生モデル事業に取り組んだ。(5)</p>

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1 自然環境の再生率	調査中 (24年)	「自然環境再生 指針」の策定	「自然環境再生 指針」の策定	「自然環境再生 指針」の策定	—
状況説明	平成26年度に自然環境再生指針が策定され、成果指標の目標を達成している。現在、関係行政機関や地元住民の意見を取り入れながら、自然環境再生モデル事業を実施しており、沖縄県自然環境再生指針に基づく再生モデル事例の創出、再生の推進にあたってのノウハウ蓄積及び課題の整理等を行っている。				
成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2 自然環境に配慮した河川整備の割合	63.2% (23年度)	67.5% (28年度)	増加	4.3ポイント	—
状況説明	河川の水辺環境の保全・再生に向けて、護岸工事等を行った結果、自然環境に配慮した河川整備の割合は67.5%(平成28年度)と基準値の平成23年度から4.3ポイント改善し、成果指標の目標を達成した。				
成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
3 自然環境に配慮した海岸整備の延長	600m (23年度)	1,976m (28年度)	1,810m	1,376m	—
状況説明	海岸事業において、砂浜や海浜緑地の整備などに取り組んだ結果、自然環境に配慮した海岸整備の延長は、基準値600m(平成23年度)に対し改善幅1,376m、現状値は1,976mとなり、平成28年度の目標値1,810mを達成した。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p>○水辺環境の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に配慮した河川の整備については、河川環境を再生し、回遊性生物等を復元するためには、流域全体で環境を再生する必要がある。 ・砂防施設機能改善事業については、砂防施設の改善計画が、砂防本来の機能である土砂災害防止機能に支障が出ないか技術面での検討が必要であり、また工事用仮設道路など施設改善時の仮設工などが環境に与える影響が大きくなるのか、機能改善に伴う新たな施設の維持・管理はどうかなど、基礎的な調査及びその検討に時間を要している。 <p>○失われた自然環境の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全・再生・防災機能戦略的構築事業において、自然環境の再生にあたっては、関係行政機関、関係団体、地域住民等の幅広い主体が協働して推進していく必要がある。 <p>○再生に向けた防災技術の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全・再生・防災機能戦略的構築事業において、自然環境が有する防災機能の効果が限定的であることを踏まえ、当該機能を期待した環境再生事業を全国的に展開する際には、精度の高いシミュレーションを行うなど、十分に効果等を検討する必要がある。

IV 外部環境の分析 (Check)

<p>○水辺環境の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に配慮した河川の整備については、河川整備は、下流側から整備するという事業の特殊性から、事業効果をあげるには多大な期間を要する。 ・砂防施設機能改善事業については、砂防施設機能改善の改善計画(案)の策定において、国やその他関係機関との調整を図り、条件整備を整えることが必要不可欠であることから、その調整に相当の時間を要する。 ・自然豊かな海岸を有する地域においては、事業を実施する海岸でそれぞれ異なる特性を持った環境及び周辺に生息する生物へ配慮した計画策定が必要であり、さらに地域のニーズに合った海岸整備が求められる。 <p>○失われた自然環境の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全・再生・防災機能戦略的構築事業において、自然環境再生の推進にあたっては、関係者の意見も取り入れながら進める必要がある。 <p>○再生に向けた防災技術の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県自然環境再生指針に基づくモデル事業の実施にあたり、自然環境が有する防災機能の効果が限定的であることを踏まえ、再生事業による自然環境の変化を予測するシミュレーション精度を向上させていく必要がある。
--

V 施策の推進戦略案 (Action)

○水辺環境の再生

- ・生物の多様性、環境の保全・再生に視点をおいた自然環境再生のため、河川の整備については、河川水質の維持・改善や河川近隣の整備等について、農林・海岸・港湾・砂防事業者等、関係機関と引き続き連携をとりながら事業を進める。また、長期間に及ぶ河川整備に地元住民の理解と協力を得るため、引き続き事業説明会やワークショップを開催する必要がある。
- ・砂防施設の機能改善においては、自然環境の再生に与える効果を検討する。また、砂防施設機能の改善計画(案)策定にあたり、地元あるいは国をはじめ関係機関と調整する。
- ・海岸事業においては、自然豊かな海岸を有する地域で事業を実施する際の事前環境調査や関係者との調整結果から、必要とされる対策を実施する。

○失われた自然環境の把握

- ・自然環境の保全・再生・防災機能戦略的構築事業については、関係者の意見を取り入れながら自然環境再生を進めるため、地元関係者等で構成する再生協議会における協議の実施、自然観察会等の開催をとした再生事業の周知や理解を図る取組を実施する。

○再生に向けた防災技術の研究

- ・自然環境の保全・再生・防災機能戦略的構築事業については、再生事業による自然環境の変化を予測するシミュレーション精度を向上させていくため、シミュレーションの実施と自然環境の変化をモニタリングすることによる効果検証を行うなど、県内での実施事例を創出していく。

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-エ	自然環境の適正利用	
施策	①環境影響評価制度の強化	実施計画掲載頁	22頁
対応する主な課題	○本県の自然環境は島しょ性により環境容量が小さく開発行為に対して脆弱であることから、大規模な開発等はもちろんのこと、法や条例の対象とならない小規模な事業においても適切な環境配慮が求められている。		
関係部等	環境部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度			
No.	主な取組	決算見込額	推進状況
1	小規模事業における環境配慮ガイドラインの策定 (環境部環境政策課)	2,750	大幅遅れ
2	環境影響評価支援システム推進事業 (環境部環境政策課)	3,184	順調

○九州各県等の先進事例を基に、ガイドラインのあり方の検討を行い、素案の作成に取組んだ。ガイドラインの策定は、環境配慮に関する新たな仕組みの導入であり、事業者への影響も大きいことから、十分な調査等が必要なため、年度別計画と比較して大幅に遅れている。(1)

○これまで環境影響評価手続きを行った事業者へ著作権の許諾を取り、環境影響評価図書等を電子化し、公開した。(2)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

No.	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	—	—	—	—	—	—
	状況説明	—				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
環境保全措置の検証作業	1分野 (26年)	1分野 (27年)	全分野 (28年)	↗	—

III 内部要因の分析 (Check)

・小規模事業における環境配慮ガイドラインの策定において、小規模事業における環境配慮ガイドラインの策定は、新たな手続きの導入であることから、開発にかかる既存手続きとの整合や公共事業を実施する事業部局の理解を得ることが必要である。

・環境影響評価支援システム推進事業について、環境影響評価図書等を電子化したところであり、誰でも活用しやすくするため掲載方法及び情報共有の方法について検討する必要がある。

IV 外部環境の分析 (Check)

・環境影響評価支援システム推進事業については、今後、当該公開資料を利用し、地域の環境状況及び貴重種等の保全策等の知見を誰でも利用できるようになり、更なる環境保全対策の立案、より適切な環境保全措置の実施を図っていくことが可能となる。

V 施策の推進戦略案 (Action)

・小規模事業における環境配慮ガイドラインの策定については、九州各県及び政令指定都市における小規模事業に対する取組状況を参考にして、引き続き沖縄県に適した小規模事業における環境配慮ガイドライン(案)の策定に取り組む。また、マトリックス組織等を活用し、小規模事業における環境配慮ガイドラインの必要性について、事業部局の理解が得られるようにする。

・環境影響評価支援システム推進事業について、電子化した環境影響評価図書等の情報が適切に活用され、今後の環境保全措置の検討支援になるよう、県HP等での公開方法について随時検討を行っていく。

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-エ	自然環境の適正利用		
施策	②自然環境の持続可能な利用の促進	実施計画掲載頁	23頁	
対応する主な課題	〇いわゆるブルーツーリズムなど自然環境を資源として利用する経済活動により一部自然環境の劣化がみられることから、適正な環境保全と利用のルールを定め、自然環境の保全と経済活動の両立を図る必要がある。			
関係部等	環境部、農林水産部、文化観光スポーツ部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
〇自然環境を利用するルールづくりの推進				
1		—	順調	〇保全利用協定について、パンフレットや手引きなどを活用し普及啓発を図るとともに、同協定にかかる申請などに関して適切な支援(助言など)を行った結果、平成28年度に新規1地域での保全利用協定が認定され、認定の有効期限が切れた2地域を除き、合計6地域となった。(1)
2		—	順調	〇平成27年度に高性能林業機械による実証試験の事業が終了したため、平成28年度は、市町村林業担当者や林業従事者等を対象に、高性能林業機械(スイングヤーダ)の作業システムの技術紹介(普及・PR)を行った(計5回)(2)
3	8,245		順調	〇保全利用協定を観光アピール可能にするためのパンフレット(テスト版)の作成を行った。また、保全利用協定締結地域(名護市大浦川、石垣市白保)における研修を実施し、エコツーリズムに関する人材育成及び資質向上を図った。(3)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	事業者間における保全利用協定の認定数(累計)	2協定(23年)	6協定(28年)	4協定	4協定	—
状況説明	保全利用協定について、普及啓発や適切な支援などを行った結果、成果指標の「事業者間における保全利用協定の認定数」は、基準値の2協定(23年)から6協定(28年)とへ改善され、H28目標値を達成した。					

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○自然環境を利用するルールづくりの推進

・事業者間による保全利用協定について、類似する法令として、エコツーリズム推進法がある。保全利用協定には罰則等の規定が存在しないが、エコツーリズム推進法では市町村が指定する特定自然観光資源の所在する区域内で禁止事項を行うと、30万円以下の罰金に処される。保全利用協定制度より強制力の強い法令だが、主体は市町村であり、認定までの手続きも複雑であることから、なかなかエコツーリズム推進全体構想の作成には至らない。また、保全利用協定制度の普及啓発及び当該協定の認知度を向上させることが必要である。さらに、保全利用協定の認定にかかる各種調整やコーディネーターの派遣にかかる費用などは、事業者負担となる。そのため、事業者の負担に見合う保全利用協定認定地域のメリットを増加させる必要がある。加えて、協定既締結地域において、協定維持のメリットが少ない中でも協定内容を遵守させる仕組みが必要である。

・環境共生型森林利用推進事業において、高性能林業機械(スイングヤーダ)を使用した、収穫伐採方法とその作業システムを構築したが、当該機械は高価で県内では未整備なため、技術の普及と併せ、機械導入等の支援策が求められている。また、高性能林業機械(スイングヤーダ)の作業システムでは対応できない、奥地(既設の森林作業道等から離れた場所)の森林資源を効率よく収穫するための新たな作業システム(タワーヤーダ等による長距離集材)の構築が求められている。

・環境共生型観光推進事業では、保全利用協定締結事業者と協働する市町村において環境負荷軽減の優先度が低く、ルール作りの促進及び施設整備を担う技術系職員が不足しているなど、組織的な問題がある。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

○自然環境を利用するルールづくりの推進

・事業者間による保全利用協定締結の促進について、沖縄県への観光客数は増加傾向にあり、エコツアーへの関心もますます高まっていることから、事業者間のルールづくりをより推進する必要がある。

・環境共生型森林利用推進事業については、やんばる地域が国立公園に指定され(平成28年9月)、世界自然遺産登録に向けた取組が進められるなか、県民の森林に対する要望が多様化している。特に環境の保全や生物多様性に対する要望が高まっており、環境の保全と森林の利活用の両立を図るための森林施業・森林整備の改善が求められている。また、林業従事者等の環境配慮に対する質的・技術的向上が求められている。

・環境共生型観光推進事業においては、最短で平成30年度とされる世界自然遺産の登録に向けて、環境共生型の観光推進に向けた関心の高まりが予想される。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

○自然環境を利用するルールづくりの推進

・事業者間による保全利用協定締結の促進について、パンフレットや手引きなどを活用し普及啓発を図るとともに、県のホームページなどを活用し効果的な広報を検討することで、認知度向上に努める(保全利用協定制度自体の認知度を向上させることは認定地域のPRやブランド価値を高めることにつながるため、認知度向上は事業者のメリット増加になる)。また、協定内容の遵守について、各地域において環境への配慮が確実に実行されるように、年に1度の現場確認及び書類等運用状況確認を行うことで、事業者への環境保全意識の定着を図る。

・環境共生型森林利用推進事業において、高性能林業機械(スイングヤーダ)の作業システムでは対応できない、奥地(既設の森林作業道等から離れた場所)の森林資源を効率よく利活用するため、高性能林業機械(タワーヤーダ)を使用し、長距離集材作業システムの素案の作成に向け、実証事業や検討委員会の開催を行っていく。また、環境の保全と森林の利活用の両立を図るため、林業従事者等の環境配慮に対する質的・技術的向上の推進に取り組む。

・環境共生型観光推進事業については、保全利用協定に関する観光面での取組について、未締結地域におけるセミナー等を開催し、保全利用協定の普及を図る。

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-オ	県民参画と環境教育の推進		
施策	①環境保全に向けた県民参画の推進と環境教育の充実	実施計画掲載頁	24頁	
対応する主な課題	<p>○世界に誇る豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継いでいくためには、県民全体で目標と課題を共有し、県民参画のもと、県民一体となった環境保全体制の構築が求められている。</p> <p>○県民一人ひとりが環境保全の重要性など環境問題に対する意識の向上を図っていくためには、幼い頃からその重要性を学ぶことができる環境整備が必要である。</p>			
関係部等	環境部、教育庁			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	新沖縄県環境基本計画(仮称)策定事業 (環境部環境政策課)	334	順調	○沖縄県環境教育等推進行動計画推進協議会を開催し、平成28年度実績について、PDCAサイクルによる進捗管理を行い、計画の推進を図ることができた。(2)
2	官民・協働ネットワークづくりの推進 (環境保全啓発事業) (環境部環境再生課)	28	順調	○環境教育プログラム等を活用した環境保全セミナー等を計画値30回に対し、60回開催し、順調に取組を推進した。セミナー等の参加者人数は、4,621人であり、今後の環境保全活動の拡大につながることを期待される。(3)
3	環境保全啓発事業 (環境部環境再生課)	6,142	順調	○平成28年度は辺土名高等学校が「自然環境を大切に考える考え方と態度の育成(やんばるの豊かな自然環境での体験活動を通して)」をテーマに指定研究を実施した。また、環境教育指定校の指導者を育成するため、環境教育リーダー研修基礎講座へ派遣や先進校視察を行った。(4)
4	環境教育推進校の指定 (教育庁県立学校教育課)	705	順調	○環境教育リーダー研修基礎講座にセンター主事を派遣し、環境教育・ESDカリキュラムデザイン研修を受講させ、小中理科の視点からの内容を検討するとともに、県立総合教育センター短期研修講座のひとつとして、小・中・高・特別支援学校の教員15名を対象に、環境学習に関する講義、講演、実践事例発表等を実施した。(5)
5	環境学習指導者講座 (教育庁県立学校教育課)	253	順調	

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	環境啓発活動(セミナー、出前講座、自然観察会)参加延べ人数	2,500人 (23年度)	16,290人 (28年度)	10,000人	13,790人	—
状況説明	沖縄県地域環境センターにおける環境情報の発信や、効果的な環境保全啓発事業を実践したことにより、環境啓発活動参加延べ人数が順調に増加し、現状値(H28年度)は16,290人となり、目標値(10,000人)を達成している。					

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
沖縄県地域環境センター来館者数	3,514名 (26年度)	4,523名 (27年度)	5,324名 (28年度)	↗	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

・官民・協働ネットワークづくりの推進(環境保全啓発事業)について、計画を推進するためには、県民・事業者・関係機関・関係団体等の協力が必要不可欠である。また、H29年度は、行動計画の中間評価の年度となっている。

・環境保全啓発事業において、地域に根ざした環境啓発活動を展開するためには、沖縄県地域環境センターを核とした事業を展開する必要がある。

・環境教育推進校の指定については、日常的にできる取組を意識し、学校教育の中で継続的に活動できる取組とすることにより、環境保全の重要性など環境問題に対する意識の向上を図る必要がある。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

・環境保全啓発事業では、地域環境センターについて、県民に十分には認知されていない。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

・官民・協働ネットワークづくりの推進(環境保全啓発事業)においては、沖縄県環境教育等推進行動計画について、引き続きインターネットなどの媒体や、教育関係者及び地域指導者を対象とした環境教育に係る研修会において、広く普及啓発を行う。また、沖縄県環境教育等推進行動計画推進協議会において、行動計画に係る中間評価を行い、必要があれば行動計画の改定等を行う。

・環境保全啓発事業では、沖縄県地域環境センターの利用促進について、県広報誌(美ら島沖縄)や地域環境センター管理運営に係る委託先(沖縄こどもの国)のフェイスブック等の媒体を活用し、普及啓発を行う。

・環境教育推進校の指定については、研究成果を各学校へ普及させるため、学校でおこなわれる中間成果報告会への参加呼びかけ案内をおこなう。また、コザ高校での取組内容を各種理科研修会等で積極的に紹介する。